

資料紹介

鶴岡本御成敗式目の四声点並

乎古止点に就て

池内 義資

漢字の伝来するやこれを日本語の様に読ましめるために、随分苦心したことと思われる。乎古止点は、この必要のために案出されたものである。新たに、書籍が舶載せられると、朝廷は博士の官に命じて、和訓を附けしめた。この点は、それを加えた家の秘伝で、その家の号により或は菅家点とか、江家点とか云い、又その点を加えた家をはその書によつて、史記家とか漢書家とか云つた。乎古止点は漸次整頓されて後には点図も出来た。仮名が發明せられ、初めは乎古止点の補助として用いられたが、仮名は言語を写すものであるから『乎古止点』は追々仮名に位置を譲り『返点』『四声点』その他純粹の符号に属するもののみが行われる様になつた。

一 四声点、乎古止点のある式目古写本

『乎古止点』は国語字の範圍で私は全くの素人である。ただ、御

成敗式目の古写本、古刊本による式目の校合を試むる間に、四声点や乎古止点を附した古写本を三本見た。これまでの式目研究は式目の形態論、本文文字の校合比較によつて公家本と武家本の系統を明かにし、或は式目の実施状況や、後世分國法に与えた影響等が主流をなしていたのである。流布本の御成敗式目は類従板本であるが、その奥書によれば、応永四年書写本を底本とし、大永・享禄兩刊本并大乘院宮尊円法親王真翰撰写本を以て校合したもので、享禄刊本跋文には小槻宿禰伊治が『清家点』を施したと述べている。大永刊本の跋も同じく伊治で「推点畫」とあるからこれも『清家点』を加えたものである。類従本も亦同様『清家点』で読まれたものである。式目古写本中『四声点』『乎古止点』を附したものは最古の写本と云われる菅本・鶴岡本・康永二年本の御成敗式目である。康永二年御成敗式目は書写年代の明確な最古の写本である。本書には朱墨二様の点が附せられている。墨点は本文書写と同一筆蹟、書風、墨色であるから初めから施されたのであろう。朱点は後に加えられたものである。その『返点』『切点』『連続符』等については山田孝雄博士が同書の古典保存会複製本に解説せられてある。

菅本御成敗式目は墨の圈点を以てその字の四声点を示すもの百二十九あり、()の圈点は清音を、()の圈点は濁音を示す。外に字に仮名を附してその読方を示している所もある。連続符は二字の間に直線

を引いてこれを示し(□―□)『一』『レ』の返点、助詞、助動詞、動詞活用形の仮名を附する。この仮名は片、平仮名混用で、片仮名は母字の異なるにより異体の仮名を用いた所もある。

二 鶴岡本御成敗式目の朱墨点

鶴岡本御成敗式目は式目古写本中最も優れたものなることは、植木博士が尊経閣複製本の解説に詳かであるが、その朱墨の点については触れられていない。

本書の『点』には『墨点』と『朱点』の二通りがある。『墨点』は墨色、書風共に本文と同じであるから、本文が書写された時、直ちにこれを施したものと考える。『朱点』は後に別人の手によつて施されたもので『博士家点』であつて、年代は推定出来ないが、尚乎古止点が相当行われていた時代に施されたものであろう。かく本書には『墨点』と『朱点』とがあるから、これを区別して説明する必要がある。

三 鶴岡本御成敗式目の墨点

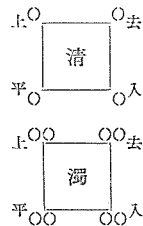
『墨点』については次のことが云える。

- 一、助詞、助動詞、活用語尾を示すに仮名点を用ゆ。仮名は片、平仮名混用で異体の仮名もある。

二、返点は『一』『二』『レ』『上』『中』『下』が用いられてある。

三、漢字の『連続符』は『□―□』の如く『線点』で示す。

四、『四声点』は『○』及び『○○』の『圈点』で、圈が二筆に書かれ、『○』が清音、『○○』が濁音を示す。



五、漢字の音読、訓読は墨の『線点』が直線(―)のものもあるが、多くは弧線()で、字の右側に附してあるのが音読、左側に附してあるのが訓読を示す。

六、一―五の例証

所曲(起請)

雖不違道理(起請)

可修理神社専祭祀事(第一条)

右御者依人之敬増威入者依神之徳添運(神は音よみ、人は訓よみを示す)

出来歟(起請) 然則(第一条) (連続符で訓よみを示す)

有封(第一条) (連続符で音よみを示す。有は清音、封は濁音)

陵夷(連続符) 如在(如は濁音、在は清音)

菅本、鶴岡本の『四声点』の全く一致せるものが八語あるが、これはその文字を読む場合に『アクセント(音調)』にも変りがなかつたこ

とが考えられるが、両本で同じ文字に異つた『点』の附せられた五語は菅本に『四声点』を附けた家の流で読む時と、鶴岡本に『四声点』を附けた家の流で読む時とは、その語の音調に違いがあつたものと考えられる。

菅本と鶴岡本とを比較すると次の如し。

	四声点の付いて いる語数	両者の点の 同じ語数	両者の点の 異なる語数
菅本	一二九	八	五
鶴岡本	二九	八	五

両者同じ例

如[○]在[○](起請) 後[○]勘[○](第一条)

両者異なるもの

鶴岡本(第二条) 菅本(同)

崇[○]一[○]敬[○] 崇[○]一[○]敬[○]

鶴岡本になく菅本にあるもの

寺社 寺社

四 鶴岡本御成敗式目の乎古止点(朱点)

鶴岡本の乎古止点(朱点)は次の如くである。

一 助詞、助動詞、活用語尾を示すに『星点』『鈎点』『線点』

を用ゆ。

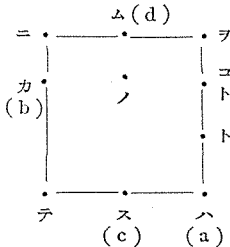
二 漢字の読みを示すに『星点』を用ゆ。

三 句読符号は『星点』を用ゆ。

四 返点は『星点』を用ゆ。

今、この『星点』『鈎点』『線点』について説明する。『乎古止点』を大別すると仏書を読むに用ゆる『积氏点』と漢籍を読むに用ゆる博士家(儒家)点の二つになるが、両者とも諸流に分れて多数の『点図』が存する。『博士家点』も書籍により異なる点が用いられるので『経点』と『紀点』とがある。鶴岡本御成敗式目の『乎古止点(朱点)』は博士家点の一なる清家点である。

一 星点 前表の一―四であるが、(一)は清家点によれば『経点』であるが、他の点図には紀点と同じ点図がある。即ち



〔註〕
ロ一マ字は次節の乎古止点例の見出しを示す。以下同じ。

(一)は漢字の読み方を示すものであり、歟『カ』と読むことを示

す。(a)の切点と(b)の返点は



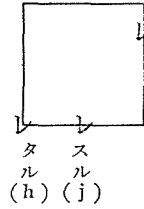
レ・一) で、博

士家点は字の上側に附するが本書は字の下側に附ける。

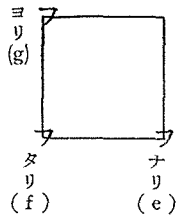
二、釣点 本書の『タル、スル、レル』の釣点は『乙』の形をするが、これは清家点の『紀点』の『タル、スル、レル』の釣点

『レ』に基づく。

レル(i)

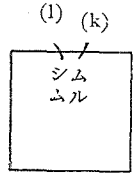


『ヨリ、タリ、ナリ』の釣点『フ』は、清家点の『紀点』の『ヨリ、タリ、ナリ』の釣点『フ』に完全に一致する。



三 線点 本書の『線点』『ムル、シム』

『ノ、ハ』は清家点の『ムル、シム』の『ノ、ハ』に一致する。



四 釣点『V』は清家点の経点、紀点共にその類型が見当たらない

から、本書独特の点か、又は私の知らない他点図にあるかも知れない。強いてこじつければ、清家点の線点『シムノ』と『ムルノ』とをつないで、この『V』にし『セシムル』としたものとも考えられる。

右によつて、式目条文の実際について例示すれば次の如くである。

五 鶴岡本の乎古止点例

凡例

一、ローマ字は前節の「点図」に註記したものである。

一、括弧の中の数字は、式目条数を示す。

一、本文の右側にある波線(〰)は分類して掲げた乎古止点の例を示す。

一、乎古止点は原本では全部朱点である。

一、原本で文字の中央に朱点を付したものは、8ポイント活字の周囲を枠で囲み、これに代えた。

a ハ 右神者依三人之敬増威

(1) 兼、又至有社者

a バ (1) 若及大破言上子細

(10) 女子若有向背之儀

(19) 不_レ然者又_レ如_二郎_一從_二歟_一。

b カ (18) 均_{トシテ}慈愛之恩_一。[著_二歟_一] (歟「カ」と讀むを示す)

(19) 又_レ如_二郎_一從_二歟_一。

b ガ (10) 爲_レ散_二父_一祖之憤_一。

// 若_レ爲_レ取_二人_一之財寶_一。

(13) 右被_レ打擲之輩爲_レ雪其恥。

c ス (2) 可_レ修造_二寺塔_一勤_レ行_一佛事等_一事。

(3) 無_二當時之所帶者_一不能_レ駈_二催_一。

// 分_二補代官_一於_レ郡_一充_二課_一公事於

庄_一保_一。

(16) 縱_{トモ}雖_{トモ}露_{トモ}顯_{トモ}。

// 自今以後可_レ停止_一濫_一望_一。

c ス (4) 雖_レ載_二白_一狀_一無_二贖_一物者更_レ非_二沙汰_一之_一限_一。

(22) 父_一母_一所領配_二分_一時雖_レ非_二義_一絶_一不_レ。

讓與成_二子息_一事

c セ (11) 依_二夫_一罪過妻_一女_一所領被_レ沒收_一。[否_二事_一]

d ム (助動詞)

(7) 而_レ稱_二先祖之本領_一於_レ蒙_二御裁許_一。

者。

(7) 但當_レ給_二人_一有_二罪科之時_一。

(14) 右爲_レ代官之輩有_レ殺害以_二下_一重科_一之時

d ム (動詞語尾) (19) 右_二憑_一入_二之輩_一。

e ナリ (起請) 御成敗事切之條々縱_レ雖_レ不_レ。

違_レ道理_一同_一之憲法也。設_レ雖_レ被_レ行_二

非_レ據_一一同_一之越_レ度_一也。

(2) 右_二寺社_一雖_レ異_一崇敬_レ是同_一。

(3) 固以無道也。

f タリ (3) 付夜討強盜山賊海賊

(14) 或違背先例之率法者雖爲代官

之所行

g ヨリ (12) 右鬪殺之基起自惡口

(23) 大將家御時以來

(37) 而近年以降

h タル (15) 爲謀書之由多以稱之

(16) 但御家人之外爲下司庄官之輩

(32) 又地頭等至隱置賊徒者可爲同

罪也

i レル (18) 右以相傳之私領要用之時令

沽却者定法也延應二五十四評

云…爲定法之由

(61) 右就訴狀被下問狀者定例也

j スル (17) 子者雖交京方其父候關東之輩

(19) 本主感歎其志之餘稱和與之

物對論本王子孫之條

(21) 妻妾得因讓被離別後領知彼

所領否事

(47) 以不知行所領文書寄附他人事

k ムル (4) 不決實否不糾輕重恣稱罪科

之跡私爭沒收之條

l シム(セシムル)

(22) 右其親以成人之子令吹舉之間

(25) 此上於令難誼者

(37) 定令單喧嘩歟

(42) 百姓逃散時稱逃毀令損亡事

m セシムル(?)

(1) 如(1)在之禮奠勿令怠慢

(19) 爰^ニ匱^ニ鞏^ニ鞏^ニ卒^レ致^ス忠勤^ニ之時^ヲ

(24) 讓^レ得^ル因^テ所領^ノ後家^ノ卒^レ改^メ嫁^ス事^ヲ

無点の令字

(5) 諸國地頭令^レ抑^レ留^ル年貢所當^ノ事^ヲ

鶴岡本御成敗式目に朱点せられた乎古止点を以て式目第一条を讀み下し、点を假名に改めれば次の如くなる。曾根本假名式目も便宜掲げる。

鶴岡本御成敗式目第一條

一 可^キ下^ル修^ム理^ル神社^ヲ專^ニ祭^ル祀^ル上^ニ事^ヲ

右^ノ神^ノ者^ハ依^テ人^ノ之^ノ敬^ム増^シ威^ヲ、人^ノ者^ハ依^テ神^ノ之^ノ德^ニ添^フ運^ヲ。

然^レ則^シ、恒^ニ例^ニ之^ノ祭^ル祀^ル、不^レ致^ス三^ノ陵^ノ夷^ヲ、如^シ在^ル之^ノ禮^ニ奠^ル、勿^レ令^レ意^ト怠^ル。因^テ茲^ニ於^テ關^ノ東^ノ御^ノ分^ノ國^々并^ニ庄^ノ園^ノ者^ハ地^ノ頭^ノ、神^ノ主^ノ等^ノ。各^々存^テ其^ノ趣^ヲ、可^キ致^ス精^ニ誠^ニ也^ヲ。兼^テ又^ニ、至^テ有^ル封^ノ社^ノ者^ハ、任^テ代^々符^ノ小^ノ破^ノ之^ノ時^ニ、且^ニ加^フ修^ム理^ル、若^シ及^テ大^ニ破^ニ言^フ上^ニ子^ノ細^ヲ、隨^テ其^ノ左^ノ右^ノ可^キ有^ル其^ノ沙^汰矣^ヲ。

者^ハ地^ノ頭^ノ、神^ノ主^ノ等^ノ。各^々存^テ其^ノ趣^ヲ、可^キ致^ス精^ニ誠^ニ也^ヲ。兼^テ又^ニ、至^テ有^ル封^ノ社^ノ者^ハ、任^テ代^々符^ノ小^ノ破^ノ之^ノ時^ニ、且^ニ加^フ修^ム理^ル、若^シ及^テ大^ニ破^ニ言^フ上^ニ子^ノ細^ヲ、隨^テ其^ノ左^ノ右^ノ可^キ有^ル其^ノ沙^汰矣^ヲ。

、切点(句点)

○上同(読点)

天文二年實乘坊寫本(外記清散位宗尤相傳)

一 神社を修理し祭祀を專にすへき事

右神は人の敬^ムによつて威^ヲをまし人は神の德^ニによつて運^ヲをそ

ふしかればすなへち恒例乃祭祀陵夷をいたさず如在乃禮^ニ奠^ル愈^ニ慢^ルせしむることなかれこれによつて關東の御分乃國々并に庄園においては地頭神主等各そのおもむきを存し精誠をいたすへきなり兼又有封乃社に至ては代々この符にまかせ小破のとき且修理をくわへ若大破に及子細を言

上せは其左右に隨てそのさたあるへし

式目に武家本・公家本の二系統あることは已に植木博士の指摘せられる所である。今、私は鶴岡本の朱墨の点を調べ、式目の訓詁法について考ふるに、その訓詁法に所謂武家本、公家本特有の訓詁法はなく何れも博士家点で読んで支障がないことが明かになつた。

① 松方辰方 清家字突(百科大辞典所収)

② 日本文学辞典所収閣点

③ 墨点は書写の時已に付せられたもの

本稿執筆に際し同僚杉山教論の援助を受けたことを記して同氏に感謝の意を表したい (昭和二十九年十一月二十二日再稿)